

第2章 『次の内閣』の活動

2 内閣

内閣部門および科学技術部門、災害対策部門、消費者・食品安全部門では、内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁所管の政策課題を議論するとともに、内閣委員会と災害対策、消費者問題（参議院では地方・消費者問題）、科学技術・イノベーション推進（衆議院のみ）の3特別委員会に関わる法案（政府提出法案、議員立法）について審査を行った。

また、2016年4月に起こった熊本地震を受け、民進党は対策本部を立ち上げて対応するとともに、補正予算や必要な議員立法の成立に協力した。

内閣部門における閣法への対応

閣法「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」は、日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、国が行う不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲を拡大し、戦略本部の一部事務を独立行政法人情報処理推進機構等へ委託可能とするものであった。民進党は、サイバーセキュリティセンター等の人員・予算の確保、基本法の検討・見直しなどを盛り込んだ附帯決議を付して賛成し、同法案は成立した。

閣法「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案」は、優れた研究者を確保して世界トップ水準の研究成果を目指す法人を指定し、高額な給与を出せる特例を認める等の内容であった。部門会議では、方向性は是認できるが、科学技術イノベーション会議の関与、長の解任権といった国家管理、研究者の待遇、特定の法人だけに業務運営改善を求めることなどについて懸念が示された。

民進党は、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮する、法人の範囲を含め制度の在り方について検討して所要の見直しを行うなどの修正を求めた。与党と合意したため、賛成して、法案は成立した。

このほか、閣法「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」および「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」に賛成し（詳細 p.8）、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」についても与党との修正協議が整ったため賛成し（詳細 p.9）、いずれも成立した。

「新しい公共」の推進

超党派で議論されてきた、認証の申請手続における添付書類の縦覧期間の短縮等、NPOの活動実態を踏まえ手続き面を改める「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案」は、民進党的主導的な取り組みにより、衆議院内閣委員長提案として提出され、成立した。

また、民間公益活動の促進に休眠預金を活用する「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案」は、民進党を含む超党派により衆議院財務金融委員会に提出されたが、継続審議となった。

超党派議員立法への取り組み

民進党は、自らが主体的に関わった以下4本の超党派議員立法に賛成し、成立させた。

我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する拠点として、有人国境離島地域が有する機能を維持するための「有人国境離島地域の保



2016.4.17 熊本地震災害対策本部を開催、WEB会議で被災県の状況を聴取



2016.5.12 補正予算審議を前に、熊本地震被災地で現場の声を聞く

全及び特定国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案」が民進党を含む超党派により提出され、成立した。

また、政府に制度の利用を促す施策や目標を盛り込んだ基本計画の策定を義務付けることなどを定める「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」が衆議院内閣委員長提案で提出され、成立した。

さらに、海外で犯罪に巻き込まれた日本人の遺族等への弔慰金の支給等を規定した「国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律案」が衆議院内閣委員長提案で提出され、成立した。

熊本地震対策、災害対策部門の取り組み

民進党は、2016年4月14日夜(本震は4月16日未明に発生)の熊本地震発生直後から「平成二十八年熊本地震災害対策本部」を立ち上げ、関係府省からのヒアリングや地元県連からの報告による被害状況の把握と、被災者の方々からの緊急要望の集約に努めた。

4月20日には、対策本部長でもある岡田代表らが首相官邸を訪れ、安倍首相に「熊本地震災害に関する緊急申し入れ」を行った。

さらに、同月26日にも、岡田代表が安倍首相、山口公明党代表と官邸で会談し、補正予算の編成について、意見を交わした。

様々な現地視察等も踏まえ、民進党として補正予算についての要求項目の取りまとめを行い、4月28日、民進党政務調査会から自由民主党政務調査会に対し、申し入れを行った。

こうした中、政府は熊本地震対策のため、7,780億円規模の平成28年度補正予算を編成した。民進党は、限られた時間で緊急的な補正予算を編成したことを評価し、被災地の要求に沿った支出を行うこと、災害対策の執行体制の改善を図ること等の注文を付けた上で、補正予算に賛成した。補正予算は全会一致で成立した。

また、民進党も主体的に関わり、地震防災緊急事業に係る国の負担・補助の特例措置を延長する「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案」、「平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案」が、衆議院災害対策特別委員長提案により成立した。

消費者・食品安全部門の取り組み

意見交換会の開催など、関係団体との連携を意識し部門運営に努めた。

消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転問題については、政府や関係団体のヒアリングを踏まえ、移転対象から除外とともに、検討・試行を中止・撤回すべきとの意見を取りまとめた。

政府は、近年の高齢者の消費者被害の増加に対応し、訪問・通信販売におけるトラブルや悪質商法への対策等を強化するため、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」と「消費者契約法の一部を改正する法律案」を提出了。民進党は、消費者保護と被害防止の観点から、積み残しの課題および地方消費者行政の体制支援・強化等について附帯決議を付した上で賛成し、同法案は成立した。